

事務所からのお知らせ

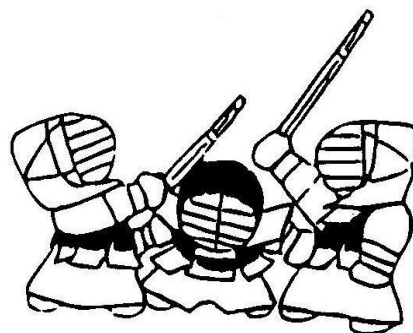
1. 民法改正が近々です。

～要点～

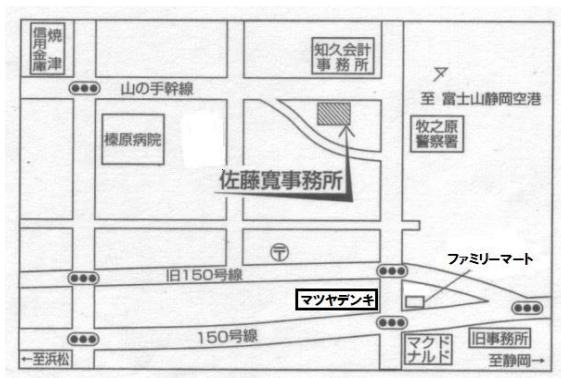
- ① 法定利率の見直しがされ、年5%⇒3%となる
- ② 時効（短期消滅時効）が債権により1年～3年となっているのを⇒5年に統一
- ③ 連帯保証人、第三者が個人で保証人になる場合は「公証人による確認」が必要
- ④ アパートの敷金については、原則として返還の義務付けがされる



最後に、事務所に新入社員が2人入所しました。将来性は未知数ですが、輝く宝石となるよう一生懸命育てていきたいと思っております



〈事務所案内図〉



〒421-0421

牧之原市細江3203番地2

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐藤寛事務所

TEL0548-22-0063

FAX0548-22-1409

事務所通信(臨時便)

つい先日(3月)、事務所通信を出したばかりなのにまたと思われそうですが、前回お伝えしなかった「法定相続情報証明制度」(平成29年5月29日スタート)の概要がわかりましたので、1日でも早くお客様に情報提供するのが良いと判断し、臨時便を出すことにしました。

皆さんの相続手続きが少しスムーズになると思われしますので、ぜひ御一読下さい。



1. この制度の目的は何ですか

相続手続きが進まないと、所有者不明の不動産が増加し、空き家が放置されてしまいます。相続手続きが出来ない事により公共事業もストップしてしまいますので、相続手続きがスムーズに進むことは国としても、また私達にとっても大切なことです。

2. その書類はどんなものですか

次のページにあるように「法定相続情報一覧図」を作成し、被相続人及び相続人を明らかにし、その書類に法務局の認証文をもらいます。

3. 申請方法は

今までの相談登記手続きと同じような書類（戸籍・除籍・住民票等）を添付し、司法書士等が代理人となって法務局に申請します。（本人からも申請出来ます。）

この書類は、あくまでも法定相続関係を証明するだけですので、相続による名義変更の場合は、遺産分割協議書や印鑑証明書などは別途必要になります。

4. 注意点

- ・被相続人 1 人ごとに作成する必要があるため、数次（段階的に死亡した場合等）の場合には、2 件の申請になります。
- ・添付する戸籍謄本や住民票は手続きが終われば返してもらうことができます。
- ・申請から即日で出来るわけではなく、数日はかかります。郵送申請も可能です。
- ・現段階では、金融機関、証券会社等で利用できるかは不明です。

ただ、法定相続に関する公的な証明書となりますので、金融機関が利用してくれば多量の戸籍書類を何回もコピーするとか、窓口で長時間待たされるということもなくなり、預貯金の解約や保険金の請求などが短時間で出来るメリットがあります。

(記載例)

法定相続情報番号 0000-00-00000

被相続人法務太郎法定相続情報

一覧図は、登記所において唯一の番号により保管・管理される。

最後の住所〇県〇市〇町〇番地
出生昭和〇年〇月〇日
死亡平成28年4月1日
(被相続人)
法務太郎

住所〇県〇郡〇町〇34番地
出生昭和45年6月7日
(子)

法務一郎 (申出人)

住所〇県〇市〇町三丁目45番6号
出生昭和47年9月5日
(子)

相続促子

住所〇県〇市〇町五丁目4番8号
出生昭和50年11月27日
(子)

登記 進

住所〇県〇市〇町三丁目45番6号
出生昭和〇年〇月〇日
(配偶者)
法務花子

以下余白

作成日：〇年〇月〇日
作成者：〇〇〇士 〇〇 〇〇 印
(事務所：〇市〇町〇番地)

✓ 法定相続情報一覧図の写しは、偽造防止措置の施された専用紙で作成される。

以下のとおり、申出日を含んだ認証文、一覧図の写しの発行日、登記所名等、登記官印、注意事項が印字される。

頁番号及び総頁数が振られる。相続人が多く、法定相続情報一覧図が2枚以上にわたる場合も想定

これは平成〇年〇月〇日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

平成〇年〇月〇日
〇〇法務局〇〇出張所

登記官 〇〇〇〇

職印

注) 本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

整理番号 S000001 / 1